

## 第4回 三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会 事項書

日時：平成29年12月4日（月）15:00～17:00

場所：三重県合同ビル G301 会議室

### 1 挨拶

### 2 報告

(1) 第3回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会における主な意見  
【資料1】

(2) いじめの問題に関する児童生徒意見提案の概要  
【資料2】

(3) 「三重県いじめ防止条例（仮称）」素案の概要に対する意見募集の結果（概要）  
【資料3】

### 3 協議

(1) 「三重県いじめ防止条例（仮称）」条例案の概要について  
【資料4、5】

(2) その他

### 4 諸連絡

○今後の予定

#### 【配付資料】

資料1 第3回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会における主な意見

資料2 いじめの問題に関する児童生徒意見提案の概要

資料3 「三重県いじめ防止条例（仮称）」素案の概要に対する意見募集の結果（概要）

資料4 「三重県いじめ防止条例（仮称）」条例案の概要の考え方について

資料5 三重県いじめ防止条例（仮称）案の概要

参考資料 「三重県いじめ防止条例（仮称）」素案の概要に対する意見募集意見

## 第3回三重県いじめ防止条例(仮称)検討委員会における主な意見

H29.10.2(月) 15:00~17:00

**1 目的について**

- ①いじめは人権侵害であるという視点が必要である。
- ②子どもにも責任を求めるといふことか。それよりも、私たち大人が何をしていくかが重要である。

**2 定義について**

- ①事業者の定義があったほうが事業者の役割の項目でわかりやすくなる。
- ②児童生徒とは、学校に在籍する…とあるが、学校に在籍しない子はどのようなのか。

**3 いじめの禁止について**

- ①傍観しないは、非常に大事な部分であるから入れてほしい。

**4 学校及び学校の教職員の責務について**

- ①具体を細かに記載するよりも各学校の基本方針に任せてもよい。
- ②道徳教育や体験活動を示すことで教職員が動きやすくなる。
- ③個性を大切にす学校づくり、学級づくりに視点を入れて欲しい。

**5 保護者の責務について**

- ①保護者の役割でいじめを発見した場合、通報や相談等の役割が必要である。

**6 県民及び事業者等の役割について**

- ①子どもをどう育てるかを学校が明確にし、それを県民や事業者の大人が支援することが重要であることから、この内容でよい。
- ②子どもに関わっている事業者については、いじめの防止に主体的に取り組んでもらうように記載してほしい。

**7 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進について**

- ①警察等への相談も場合によっては必要になる時がある
- ②ネット上に書き込まれた情報を削除できない場合もあり、削除できない場合条例違反になる可能性がある。

**8 啓発活動について**

- ①いじめの気づきに対する啓発が必要であり、連携協力が必要である。

## いじめの問題に対する意見提案における主な意見

《応募校》 26校

《実施期間》 9月1日～10月6日

《内容》 学校の一定の集団でいじめの問題について議論し、いじめ防止のために意見提案する。

《主な意見》

**1 自分や学校で取り組めること**

- ①学校で「いじめをなくすために」をテーマに討論会をもち、仲間意識をつくる。
- ②悩みボックスを作って、いつでも誰にも見られずに悩みを打ち明けられるようにする。
- ③役場に人や町の議員の方等と意見交換し、子どもと大人が一緒になって「いじめをなくす、思いやりのある町・学校づくり」を進める。
- ④一人ひとりが周りの友達のことを「悩んでいないか」「何か変わったことがないか」などの変化を感じる目を持つ。

**2 条例に必要と考えること**

- ①私たちは、見て見ぬふりをしない。
- ②私たちは、いじめを見たらすぐに先生に言う。
- ③私たちは、一人ひとりの個性を尊重し、認め合う。
- ④私たちは、Line や SNS で悪口を言わない。
- ⑤私たちは、こわがらずに親や先生に助けを求めよう。
- ⑥保護者は、自分の子どもに、いじめについての教育をしていく。
- ⑦保護者は、子どもとの会話を増やし、毎日の学校での様子を聞く。
- ⑧大人は、子どもの見本となること、大人社会のいじめをなくすこと。
- ⑨大人は、いじめは絶対許さないという強い意識を持ち、子どもを温かく見守る。
- ⑩大人は相談されたら、受け止め寄り添う。
- ⑪学校は、児童会作成の子どもアンケートをする。
- ⑫学校は、定期的にいじめについて考える。
- ⑬教師は、クラスの状況を把握し、定期的に面談する。なんでも話しやすい雰囲気をつくる。

## 「三重県いじめ防止条例（仮称）」素案の概要に対する意見募集の結果 （概要）

- 1 実施期間 10月11日～11月9日  
 2 意見総数 29人（団体）66件  
 （同じ内容の意見を1件と数えると、48件に整理されます。）

### 3 項目別意見件数

項目	意見数（延数）
全般	8（9）
目的	6（10）
定義	5（5）
基本理念	2（2）
いじめの禁止	5（10）
責務・役割	14（21）
いじめ防止基本方針	1（1）
SNS等のいじめ対策	5（5）
啓発活動	1（2）
重大事態の対処	1（1）
合計	48（66）

### 4 主な意見

#### （目的）

- ・ 学校、保護者、県民と子どもを並列にして役割を明らかにしているが、子どもの役割を条例で規定することに反対であり、大人がすべき役割を示すのが条例のあるべき姿ではないか。

#### （定義）

- ・ 学校の定義で幼稚園等、就学前でのいじめを想定する必要はないか。同様に、中学卒業後に進路先が違った者の間で発生するいじめや、高校を退学した場合を含め、学校に籍のない子どもがかかわるいじめについては、どうなるのか。

#### （基本理念）

- ・ 条例の基本理念に、いじめ防止対策推進法で示されていないものが多いが、法とリンクさせるため法の理念を踏まえつつなどの文言を加えるべきである。

#### （いじめの禁止）

- ・ いじめにあたり、いじめを目撃したりした人は一人で悩まないように、「いじめにあたり、いじめを目撃したりしたら教員や保護者など、大人に相談する」という文言を追加してはどうか。
- ・ 法や条例において、直接子どもに対して何らかの行動を求めるような例はあるのか。青少年健全育成条例等では、規制していることもあるが、あくまで事

業者や保護者に対して「してはいけない」「させない」と規定したものであり、子どもの行動を直接規制するものではない。

- ・ 子どもの行動を条例でしぼるのではなく、大人が子どもの支援を行うという視点で条例を制定してほしい。

#### (学校及び学校の教職員の責務)

- ・ 学校は、児童生徒の豊かな人権感覚を育成するため、強化等の指導や生徒指導等あらゆる教育活動を通じて人権教育の充実を図るとすべきである。
- ・ 学校は、子どもの権利条約に基づく人権教育を児童生徒の発達段階に応じて実践し、子どもたちが自らいじめをなくしていこうとする自主的な活動を支援するという内容を加えるべきである。

#### (保護者の役割)

- ・ 保護者が「規範意識を養い、自らを大切に思う気持ちを育む」「いじめから保護する」という部分は示しておくべきである。

#### (子どもの役割)

- ・ いじめは、当事者である子どもたちが誰かに役割を与えられて解決する問題ではなく、主体的に解決していくものであり、条例では、主体的な活動をどのように大人が支援していくかを示すべきである。
- ・ 条例によって子どもの役割が定められ、一人ひとりの考えをしぼるようにならないようにすることが、子どもの主体性を損なわないようにすることになる。

#### (SNS等を通じて行われるいじめの対策の推進)

- ・ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)に関する記述があるが、いじめの定義で、「インターネットを通じて行われるものを含む」とされている点を踏まえると、本来は、インターネットでのいじめ全般を扱うべきであり、SNSを特だしする場合は、その趣旨を説明すべきである。

#### (重大事態の対処)

- ・ 重大事態への対処の規定があるが、「法に規定する措置等を行う」との簡素な内容にとどまっており、規定の意義が感じられない。単なる「重ね塗り」の印象をぬぐえない。条例に規定する以上は、何らか独自の意義を有する内容を盛り込むことを検討すべきである。

## 「三重県いじめ防止条例（仮称）」素案の概要に対する意見募集の結果 （概要）

- 1 実施期間 10月11日～11月9日  
 2 意見総数 29人（団体）66件  
 （同じ内容の意見を1件と数えると、48件に整理されます。）

### 3 項目別意見件数

項目	意見数（延数）
全般	8（9）
目的	6（10）
定義	5（5）
基本理念	2（2）
いじめの禁止	5（10）
責務・役割	14（21）
いじめ防止基本方針	1（1）
SNS等のいじめ対策	5（5）
啓発活動	1（2）
重大事態の対処	1（1）
合計	48（66）

### 4 主な意見

#### （目的）

- ・ 学校、保護者、県民と子どもを並列にして役割を明らかにしているが、子どもの役割を条例で規定することに反対であり、大人がすべき役割を示すのが条例のあるべき姿ではないか。

#### （定義）

- ・ 学校の定義で幼稚園等、就学前でのいじめを想定する必要はないか。同様に、中学卒業後に進路先が違った者の間で発生するいじめや、高校を退学した場合を含め、学校に籍のない子どもがかかわるいじめについては、どうなるのか。

#### （基本理念）

- ・ 条例の基本理念に、いじめ防止対策推進法で示されていないものが多いが、法とリンクさせるため法の理念を踏まえつつなどの文言を加えるべきである。

#### （いじめの禁止）

- ・ いじめにあたり、いじめを目撃したりした人は一人で悩まないように、「いじめにあたり、いじめを目撃したりしたら教員や保護者など、大人に相談する」という文言を追加してはどうか。
- ・ 法や条例において、直接子どもに対して何らかの行動を求めるような例はあるのか。青少年健全育成条例等では、規制していることもあるが、あくまで事

業者や保護者に対して「してはいけない」「させない」と規定したものであり、子どもの行動を直接規制するものではない。

- ・ 子どもの行動を条例でしぼるのではなく、大人が子どもの支援を行うという視点で条例を制定してほしい。

**(学校及び学校の教職員の責務)**

- ・ 学校は、児童生徒の豊かな人権感覚を育成するため、強化等の指導や生徒指導等あらゆる教育活動を通じて人権教育の充実を図るとすべきである。
- ・ 学校は、子どもの権利条約に基づく人権教育を児童生徒の発達段階に応じて実践し、子どもたちが自らいじめをなくしていこうとする自主的な活動を支援するという内容を加えるべきである。

**(保護者の役割)**

- ・ 保護者が「規範意識を養い、自らを大切に思う気持ちを育む」「いじめから保護する」という部分は示しておくべきである。

**(子どもの役割)**

- ・ いじめは、当事者である子どもたちが誰かに役割を与えられて解決する問題ではなく、主体的に解決していくものであり、条例では、主体的な活動をどのように大人が支援していくかを示すべきである。
- ・ 条例によって子どもの役割が定められ、一人ひとりの考えをしぼるようにならないようにすることが、子どもの主体性を損なわないようにすることになる。

**(SNS等を通じて行われるいじめの対策の推進)**

- ・ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)に関する記述があるが、いじめの定義で、「インターネットを通じて行われるものを含む」とされている点を踏まえると、本来は、インターネットでのいじめ全般を扱うべきであり、SNSを特だしする場合は、その趣旨を説明すべきである。

**(重大事態の対処)**

- ・ 重大事態への対処の規定があるが、「法に規定する措置等を行う」との簡素な内容にとどまっており、規定の意義が感じられない。単なる「重ね塗り」の印象をぬぐえない。条例に規定する以上は、何らか独自の意義を有する内容を盛り込むことを検討すべきである。

## 「三重県いじめ防止条例（仮称）」条例案の概要

### 1 目的

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくる。

### 2 定義

#### 【いじめ】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 【学校】

県内に所在する学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）。

#### 【児童生徒】

学校に在籍する児童又は生徒。

#### 【保護者】

親権を行う者、未成年後見人及び児童生徒を現に監護する者。

#### 【いじめの防止等】

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処。

#### 【事業者】

営利又は非営利で事業を行う個人及び法人。

### 3 基本理念

いじめの防止等のための対策は、次の事項を基本理念として行われなければならない。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。

- ・児童生徒が一人ひとりの違いを認め合い、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようにする。
- ・いじめを受けた児童生徒の生命及び身体の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりで取り組み、いじめの問題を克服する。

#### 4 いじめの禁止

- ・児童生徒は、いじめを行ってはならない。

#### 5 責務・役割等

##### ① 県の責務

- ・県は、いじめの防止等のための対策について、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、本県の実情に応じた施策を総合的に策定し、及び実施する。

##### ② 学校の設置者の責務

- ・学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて他の設置者と連携する。

##### ③ 学校及び学校の教職員の責務

- ・学校及び学校の教職員は、自らの言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深めるとともに、教職員間における情報の共有及び協力体制の構築を行い、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する。
- ・学校及び学校の教職員は、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図り、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、良好な人間関係を築く素地を養う。
- ・学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、主体的に考え行動することができるための支援を行う。
- ・学校は、在籍する児童生徒及びその保護者に対する、いじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

##### ④ 保護者の責務等

- ・保護者は、その監護する児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、当該児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
- ・保護者は、その監護する児童生徒の話を聞くとともに、様子を見守り、その監護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切にいじめから当該児童生徒を保護する。
- ・保護者は、国、県、市町、学校の設置者及学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

##### ⑤ 県民及び事業者の役割

- ・それぞれの地域において児童生徒を見守り、学校、家庭、その他の関係者と連携し、児童

生徒が安心して健やかに成長できる環境づくりに努める。

- ・いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、県、市町、学校の設置者及びその設置する学校、並びにいじめの防止等に関する機関又は団体に情報を提供するよう努める。

#### ⑥ 児童生徒の役割

- ・児童生徒は、自らを大切に、一人ひとりの違いを理解し、個性を尊重し、いじめのない学校生活を送るよう努める。
- ・児童生徒は、いじめを発見した場合またはいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する相談機関又は団体に相談するよう努める。

#### 6 財政上の措置

- ・県は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

#### 7 いじめ防止基本方針

- ・県は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのいじめ防止基本方針を定める。
- ・県は、いじめに関する状況の変化を踏まえて、必要があるときは、県いじめ防止基本方針を変更する。
- ・県は、県いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表する。

#### 8 学校いじめ防止基本方針

- ・学校は、保護者や地域住民等の協力を得て、学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を定める。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとともに、学校評価の結果を踏まえて、いじめの防止等のための取組の改善を図るよう努める。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表する。

#### 9 いじめの防止等のための組織の活用

- ・県は、三重県いじめ問題対策連絡協議会における関係者の連携による成果、並びに三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果が、学校の設置者及びその設置する学校のいじめの防止等のための対策に活用されるようにするため、必要な措置を講ずる。

#### 10 いじめの早期発見のための措置

- ・学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し、早期に対応するため、定期的な調査、面談その他必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行うことのできる体制を整備する。

- ・県は、児童生徒、保護者等が安心していじめの通報及び相談ができるよう、相談体制を整備する。

#### 11 いじめの防止等のための人材確保と資質向上

- ・県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教員の資質向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保及び適切な配置等、必要な措置を講ずる。

#### 12 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・県は、市町、学校及びいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえる。
- ・県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視及びインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める。
- ・学校の設置者及びその設置する学校は、インターネットの正しく安全な利用方法等、情報化社会において適正な活動を行う上で基になる考え方及び態度の育成に必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努める。

#### 13 啓発活動

- ・県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす重大な影響、いじめを防止することの重要性、いじめの相談制度等について広報その他の啓発活動を行う。
- ・いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年4月及び11月をいじめ防止強化月間とする。

#### 14 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・県は、その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を迅速かつ適切に行うことができるよう、学校相互間の協力体制を整備する。

#### 15 重大事態の対処

- ・学校の設置者及びその設置する学校は、重大事態が発生した場合には、対処を迅速かつ適切に行うものとする。
- ・県は、児童生徒又はその保護者から相談を受けた場合には、当該機関による対処が迅速かつ適切に実施されるよう、関係機関への情報提供等を行う。

## 16 知事による対処

- ・知事は、県立学校及び私立学校の重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行うことができる。

17 学校法人への協力

- ・県は、私立学校の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力を行う。

18 高等専門学校への協力

- ・県は、高等専門学校の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力を行う。

## 「三重県いじめ防止条例(仮称)」素案の概要に対する意見募集意見

No		素案の概要に対するご意見
1	全般	<p>学校、家庭、地域、県、地方公共団体等、子どものいじめに対応する各部署の責任の所在を明らかにするとともに、一か所にその責任を押し付けないよう態勢を整えていただきたい。</p> <p>特に学校においては、子どもの属するクラス、一人の教諭、属する部活動の一人の顧問といったように一人の教諭に責任があるかのような報道も見聞されるので、学校全体が一人ひとりの子どもに深く関われる態勢作りを望みたい。</p> <p>そのための教員(人材)配置を適正に行い、教員だけで解決できない場合を考え、人権、医療、福祉、心理等の専門家を柔軟に派遣できる組織を構築していただきたい。また、子どもたちが自主的にいじめをなくす取り組みを支援するための時間的な措置をお願いしたい。</p> <p>部活動の時間や、総合的な学習の時間等を従前より活用するなどである。</p> <p>また、家庭においても過度な予備校通いよりも、人権が大切との家庭教育のもと、地域のボランティアや、自分より幼い子どもと接する機会を幼稚園、保育園を交えて作るなどの取り組みを行ってはどうかと考える。</p> <p>条例が実効性のあるよいものとなるよう期待します。</p>
2	全般	<p>子どもたちの役割を定めたり、子どもたちの一人ひとりの考えをしばったりすることよりも、子どもたちがいじめの防止について主体的にとりくめるように、大人が支援をするということがだいじであると考えます。</p> <p>学校は地域や家庭と連携をすること、また県や地方公共団体がいじめ未然防止のための環境整備等を充実させることで、子どもたちが安心して生活できる社会を、大人が総がかりで作っていくという視点を大切にしたいです。</p>
3	全般	<p>学校が地域や家庭と連携をすること、県や公共団体がいじめの未然防止のための環境整備等を充実させるという視点は重要であり、大切にしていってほしい。また、子どもたちがいじめ防止について自主的に取り組めるよう、大人が支援するという視点が大切である。一方で、条例によって子どもの役割を定めたり、一人ひとりの子どもの考え方をしばったりすることは、子どもの主体性を損なうことにつながるの、そうならないようにしてほしい。</p>
4	全般	<p>全体を通して、“～など”と“～等”の使い分け、もしくは、統一が必要かと感じます。</p>
5	全般	<p>全体を通した印象として、先に作っていただいた「三重県いじめ防止基本方針」との違いがわかりにくいと感じます。立てるべき項目が同じようになるのは当然ですが、内容的に具体的すぎるように感じるものがいくつかあります。</p>
6	全般	<p>「くさいものにふたをする」ように、自らの保身のため、いじめを見て見ぬふりをしてすませしてしまうのは児童生徒だけではなく、保護者や教職員にもあり、ひいては学校内だけではなく、社会全体に見られる昨今の体質であるとおもう。文面をみるかぎりではそのあたりの認識が不足しているように感じられる。学校、家庭、県民、事業者、関係者の連携協力をどのように具体化し、実のあるものにしていくかについて、もう少し詳細な記述があってもよいのではないかと。児童生徒がいじめにより尊い生命を断つことのないよう、この条例が「絵に描いた餅」に終わらないようにしてもらいたい。</p>
7	全般	<p>「三重県いじめ防止条例」ですからいじめ防止を目的にし、重きを置くことは理解できるのですが、一般社会の中ですら存在するいじめが、子ども社会の中にだけ、あってはならないという前提で、それぞれの役割を押しつけられているように感じられる部分があります。</p> <p>いじめはどの子どもにも起こりうるものであるという前提で、防止も含め、起こってしまった場合にはその解決に向けた道筋にも重きを置いてほしい。実際いじめが起こっているのにそれを大人が隠そうとするのではなく解決に向かおうとする条例にしてもらいたい。</p>
8	全般	<p>今回「素案の概要」に対するパブリックコメントですが、素案にすらなっていないものへのパブリックコメントをもって「県民からの意見聴取をおこなった」とするのは、拙速な手続きと受けとめられかねません。いずれかの段階で、再度県民からの意見聴取をするのが適当ではないでしょうか。</p>

9	目的(法との関係)	いじめ問題については、「いじめ防止対策推進法」が制定されており、この条例は、同法を補完するものとしての性格を持つと考えられるので、目的において、同法との関係を意識した文言(例えば、「いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)と相まって)」を明記すべきと考える。
10	目的(対策の推進など)	概要では、「いじめの防止等の対策に関する基本的な事項を定めることにより、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくる」とあるが、「児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくる」ことは、諸対策の推進があってこそ実現し得るはずであり、「基本的な事項を定めること」から直ちに導かれないのではないか。文章の飛躍を避けるには、「定めることにより」の後に、「いじめの防止等の対策を総合的かつ計画的に推進し、もって」などの文言が必要である。 ただ、条例全体の対策は、いじめ防止対策推進法と相まって初めて意味をなすものと思われ、条例の施策のみをもって「いじめの防止等の対策に関する基本的な事項」を定めたと言えるのかに疑問がある。まずは、この文言と条例全体の構造がマッチしているのかをよく検証すべきである(既存の条例によくある文言を安易にトレースしているのではないかと印象を受ける)。
11	目的(いじめの防止対策)	目的に、「いじめの防止対策の基本理念」とあるが、基本理念の項では、「いじめの防止等の対策」とあり、両者の文言が異なっている。このような文言の齟齬は不適切であり、訂正すべきである。
12	目的	“尊厳を保持する”という表現は、“尊厳を保障する”の方がよくないでしょうか。
13	目的	下から3行目、“子どもの役割”は“児童生徒の役割”でしょうか。同じ確認が、「基本理念」の3つめの項目の“子どもを徹底して守り通す”、“責務・役割”の“子どもの役割”という見出しでも必要だと思います。
14	目的	「学校、保護者、県民」と「子ども」を並列にして「役割を明らかにする」と示しているが、子どもの役割を条例で規定することに反対である。 「三重県子ども条例」の基本理念には、①子どもを権利の主体として尊重すること。②子どもの最善の利益を尊重すること。③子どもの力を信頼すること。とある。 子どもを条例でしぼるのではなく、子どもが「いじめをしない」「いじめに立ち向かう」ことができるように、大人がすべき役割を示すのが条例のあるべき姿ではないか。
15	定義	いじめの定義で、“一定の人間関係”と示す必要はありますか。日常的な関わりがなくても、いじめの加害者になる場合もあるのではないのでしょうか。とりわけ、インターネット上では、一定の人間関係にない人物とのトラブルも考えられると思います。また、“学校の内外を問わない”という意味合いを加えられないのでしょうか。
16	定義	幼稚部でもいじめの根絶への取組をしていると思いましたので、(幼稚部を除く)の部分削除してはどうでしょうか。
17	定義	本校では、過年度生も在籍しているため、(未成年後見人及び、後見人)と変更してはどうでしょうか。
18	定義	条例の文言について、定義がされているが、いじめ防止対策推進法のものと同様であり、書き下ろす意味が感じられない(国で見直しがあったときに、かえって立法の手間が増える)。法と同じ定義を使うのであれば、法の定義を引用するなど、立法技術上の工夫をすべきである。

19	定義	いじめ、学校、児童生徒の定義にかかわって、幼稚園等、就学前でのいじめを想定する必要はありませんか。同様に、中学卒業後に進路先が違った者の間で発生するいじめや、高校を退学した場合を含め、学校に籍のない18歳未満の児童がかかわるいじめについては、除外して考えることになるのでしょうか。
20	基本理念	「一人ひとりの違いを認め合い、個性を大切に、多様性を尊重する」とあるが、「違いを認め合い、個性を大切にすること」は、多様性の尊重を意味するのではないか（責務規定では、「多様性」への言及がない）。同じような文言を重複させることは混乱の元になるので、「多様性を尊重する」は削るべきである。 なお、条例の基本理念では、いじめ防止対策推進法では書かれていないものが多いが、法の基本理念とリンクさせるため、「いじめ防止対策推進法の基本理念を踏まえつつ」といった文言を加えるべきと考える。
21	基本理念	いじめを許さない(生まない)土壌(環境)づくりの大切さについていれてはどうか。
22	いじめの禁止	2つめの項目、“いじめを認識していながら”の方が、意味が分かりやすくなると思います。
23	いじめの禁止	いじめにあたり、いじめを目撃したりした人は一人で悩まないように、「いじめにあたり、いじめを目撃したりしたら教員や保護者など、大人に相談する」という文言を追加してはどうでしょうか。
24	いじめの禁止	これまで、法や条例において、直接子どもに対して何らかの行動を求めるような例はあるのでしょうか。例えば、ゲームセンター等への入店や飲酒や喫煙等、風営法や青少年健全育成条例で規制されていることはありますが、あくまで事業者や保護者に対して「してはいけない」「させない」と規定したものであり、子どもの行動を直接規制するものではありません。子どもは有権者ではありません。意見表明する機会のない議会で決められる条例によって、直接行動を規定されるというのは、法的に可能なのかどうか、検証する必要があるのではないのでしょうか。
25	いじめの禁止	・「児童生徒は、いじめからまもらなければならない」と修正 ・「児童生徒は一人ひとりの違いを認め合い、個性を大切に、多様性を尊重することの重要性を理解し、いじめを許さないという強い心と実践力をもてるよう支援されなければならない」修正 子どもの行動を条例でしぼるのでなく、大人が子どもの支援を行う、という視点で作成してほしい。
26	いじめの禁止	努力義務のような表現で良いのか？ 他にも同様な表現が多いが「傍観しない」とした方が良いと思います。
27	責務全般	学校・教職員の責務と保護者の責務については、いじめ防止対策推進法にも規定があるので、条例でも多くの規定を設けると、求められる責務が過大になるおそれがある。ある程度絞り込みをしたほうがよいのではないか。 県民・事業者の責務に、「自他を大切にすることを育み、自己肯定感を高められるよう支援する」とあるが、教育事項に踏み込みすぎた責務を求めていると思われるので、もう少し控えめなものになるよう、見直すべきである。 なお、「子どもの責務」については、「子ども」と「児童生徒」との関係が不明であり、文言に不統一さが見られるほか、「友だち」という、範囲の特定が困難で、立法用語として熟しているか疑問の多い文言を使用しているなど、適切とは思えない箇所が見られる。立法技術的な観点からの点検を今一度しっかりと行うべきである。
28	学校設置者の責務	“連携協力”という表現は、“連携・協力”“連携と協力”などの方がいいと思います。“連携協力”は、学校・教職員の責務や県民及び事業者の役割など、その後の記述にも出ています

29	学校・教職員の責務	学校は、児童生徒の豊かな人権感覚を育成するために、教科等指導や生徒指導、学級経営等あらゆる教育活動を通じて人権教育の充実を図る。
30	学校・教職員の責務	1つめの項目、取組の中では、“自他を大切にすることを育む”“自己肯定観を高める”といった要素も重要であると思います。
31	学校・教職員の責務	2つめの項目、“その言動”という表現が少しわかりにくく感じます。“自らの言動が～”という表現はどうでしょうか。
32	学校・教職員の責務	1つめの項目、“学校の教職員”は“教職員”ではいけませんか。「目的」では“学校および教職員”という記述になっています。2つめの項目にも同じ記述があります。
33	学校・教職員の責務	「豊かな情操を培い、良好な人間関係を築く素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る」とあるが、三重県教育ビジョンの基本施策「人との絆や自然との関わりのなかで伸び行く豊かな心の育成」に、「人権教育の推進」があげられている。いじめをなくすために、ともに解決にむけて行動する力を育成するためには、学校に人権文化を構築していくことが大切である。 また、いじめの防止について、子どもたちの自主的なとりくみに対する支援を学校・教職員の責務に加えてはどうか。
34	学校・教職員の責務	子どもを守る行動に係る内容について、入れてはどうか
35	学校・教職員の責務	学校は、「子どもの権利条約」に基づく人権教育を、児童生徒の発達段階に応じて計画的に実践する。学校・教職員は児童生徒の自治的な活動を保障し、自らいじめをなくしていこうとする主体的な活動を支援する。を追記してほしい。
36	保護者の役割	保護者の役割はまず子どもの命や尊厳を守ることだと考える。「いじめから保護する」という項目が、1点目にくるべきではないか。 また、「自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むための指導」とあるが、個人の気持ちや心について「指導」という表現はなじまない。「いじめをしないよう、規範意識を養うための指導を行うよう努める」とこと、「保護する児童生徒の話を聞き、その様子を見守り、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心が育まれるよう努める」ことを分けて記述してはどうか。
37	保護者の役割	・保護する児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであることから、その保護する児童生徒の話を聞き、様子を見守るとともに、いじめを行うことがないよう、規範意識を養い、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むための指導を行うよう努める。 ・保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。 ・国、県、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。  上記3点を明示していただくことは、大変意義深いと思います。特に「規範意識を養い、自らを大切に思う気持ちを育む」「いじめから保護する」という部分には共感いたします。この部分は削除されることのないようお願いいたします。
38	子どもの役割	「役割」の辞書的な意味は「割り振られた役」ですが、子どもにとっての「いじめの防止」は「割り振られる役」というとらえなのではないでしょうか。「子どもを徹底して守り通す」という言葉から読みとれるのは、いじめられる当事者は子どもだということです。当事者である子どもにとって、いじめは誰かに役割を与えられて解決する問題ではありません。子どもたちが主体的に解決をはかっていくものです。条例で規定すべきことは、そのような主体的な子どもの活動を大人がどのように支援していくべきかを書きこむべきです。少なくともここで使っている「役割」という表現は適切ではないと考えます。

39	子どもの役割	いじめ防止条例の作成にあたっては、学校が地域や家庭と連携すること、また県や地方公共団体がいじめの未然防止のための環境整備等を充実させるという視点が大切であるとかんがえます。 一方で、条例によって子どもの役割が定められてしまったり、一人一人の考えをしぼったりする結果にならないようにすることが、子どもの主体性を損なわないようにするためには不可欠な視点だと思います。 あわせて、学校の人権を大切にする風土をより確立することこそが、いじめの根本的な解決につながるのだと考えます。
40	子どもの役割	2つめの項目、“学校”という組織に相談するというより、“教職員等の学校関係者”とした方が、相談する相手がイメージしやすいのではないのでしょうか。
41	学校いじめ防止基本方針	学校での基本方針作成にあたっては、条例作成と同様、在籍する子どもの声も反映できるようにすべき。主体者としての子どもの意見を大切にすべき。
42	啓発活動	ネット上で起きているいじめは、普段の生活や学校生活のなかで起きているいじめの延長線上にある。根本的な解決にはいじめの未然防止が大切であって、一人ひとりを大切にするという人権感覚を各学校においてしっかりと育てていくことが重要である。
43	ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等を通じて行われるいじめに対する対策の推進	3つめの項目、“議論などをする機会”という内容には、議論の他に何かあるのでしょうか。また、議論することが大切なのではないでしょうか。“ルールを決めて実行しようとする機会”の創出が大切ではないのでしょうか。
44	ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等を通じて行われるいじめに対する対策の推進	ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS)でのいじめに言及している点は、近時の傾向を取り入れたものと見るが、いじめの定義で、「インターネットを通じて行われるものを含む」とされている点を踏まえると、本来は、インターネットでのいじめ全般を扱うべきであり、SNSでのものを特出しする場合には、その趣旨の説明が必要である。 その他のインターネットでのいじめは、いじめ防止対策推進法でカバーしているのか否かを明らかにするとともに、SNSでのいじめへの対応を特出しする理由を示すべきである。
45	ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等を通じて行われるいじめに対する対策の推進	この部分に保護者がすべきことが書かれていないのは、5の責務・役割の部分や基本理念の「いじめは、誰にでもどこでも起こりうることに鑑み、いじめは学校だけの問題ではなく、社会全体の問題であるとの認識に立ち、学校内外のいじめの問題を克服することを目指す。いじめから「子どもを徹底して守り通す」ため、学校、家庭、県民及び事業者その他関係者が連携協力し、社会総がかりで取り組む。」と合致しないのではないかと思います。SNSこそ家庭で使用している物であり『保護者は、学校が行う「SNS利用の適切で安全な利用方法」などの講演会等に積極的に参加すると共に、保護する者のSNS等の利用の仕方に目を配り、SNSを利用したいじめを行っている場合は毅然とした態度で指導する。』などの項を起こしていただきたい。
46	ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等を通じて行われるいじめに対する対策の推進	これ自体は対策が必要な内容だと思いますが、「SNS上だけ、いじめられている」という子どもはほとんどいないことが統計上明らかになっています。実生活でいじめられている子どもがSNS上でもいじめられているという事実に基づけば、SNS上のいじめの解決には、まずは実生活におけるいじめの解消が前提となります。そのためには子どもや大人の人権意識の向上が重要だと考えます。
47	ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等を通じて行われるいじめに対する対策の推進	SNSによるいじめについては、学校も保護者も把握しにくく、条例に明記されることに、意味があると思います。

48	重大事態への対処	条例の概要では、重大事態への対処の規定があるが、「法に規定する措置等を行う」との簡素な内容にとどまっており、規定の意義が感じられない。単なる「重ね塗り」の印象をぬぐえない（「迅速・適切」との文言はあるが、法の趣旨からは当然のことで、独自性を持つとは言えない）。条例に規定する以上は、何らか独自の意義を有する内容を盛り込むことを検討すべきである。
----	----------	--